

就学相談のしおり

みんなが笑顔でいきいきと

～令和8年4月新入学に向けて～



令和7年4月
目黒区教育委員会

～ 目 次 ～

目黒区の就学相談	1
I 就学までの流れ	2
II 就学相談について	
1 各学級の種別や学習・指導、支援の内容など	3
2 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度	4
3 就学相談の流れ	5
4 就学支援委員会開催予定一覧	7
◆ 難聴・言語通級指導学級入級支援委員会日程	8
◆ 目黒区における自閉症・情緒障害特別支援学級について	8
5 区立小・中学校の特別支援学級等	9
6 区立小・中学校の特別支援学級の通学区域等（令和7年4月現在）	10
7 区外の通級指導学級	11
8 東京都立特別支援学校の種別、通学区域等	11
◆ 都立特別支援学校の通学区域（令和7年4月現在）	12
◆ 地域交流事業（副籍制度）	12
9 国立・私立特別支援学校	12
III 転学相談について	13
IV 特別支援教室の入室・通級指導学級の入級について	13
V めぐろ学校サポートセンター 教育相談について	14
VI 小学校就学前ガイダンス事業について	14
VII 学校公開・学校説明会について	14
参考 校舎改築・新校舎整備計画	15
添付 医師診察記録（肢体不自由特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級就学相談申込用）	

目黒区の就学相談

誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」をめざし、障害や発達に遅れのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え、能力や可能性を最大限に伸ばす多様で柔軟な教育を行うことが、平成19年度から続く特別支援教育の基本理念です。

目黒区では、こうした観点から小学校、中学校への就学にあたり、子どもたちに必要な教育や支援について、保護者の皆様とともに考えていくことを大切にしております。

就学相談の場で、教育や医療、心理等の専門家が、保護者の方との面接やお子さんの行動観察を行った上で、障害の種類や発達の状況に応じ、お子さんの能力や可能性を最大限に伸ばすことに最も適した学びの場について検討し、一人ひとりに合った就学先や学びの場についての情報を教育委員会の意見として保護者の方にお伝えします。

就学相談は、お子さんの教育的ニーズ等に応じて、保護者とともに考え、最もふさわしい就学先を相談する場です。

〈就学相談の受付・問合せ先〉

目黒区教育委員会事務局 教育支援課 就学相談係

(目黒区総合庁舎 5階)

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

電 話 5722-9305 (直通)

FAX 3715-6951

I 就学までの流れ

令和8年4月の就学までの流れは、次のとおりです。

【就学相談を受ける必要がある方】

- ・都立特別支援学校(小学部・中学部)、区立小・中学校特別支援学級への入学・転学をお考えの方
- ・新1年生で入学当初から特別支援教室、通級指導学級(きこえとことばの教室等)の利用をお考えの方
(入学後も、学校を通じて申し込みができます。)

学 校 見 学

区立、都立の各学校の学校公開時にご見学ください。

日程につきましては、各校のホームページでご確認ください。

※ 区立小学校の知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級は見学会を実施する予定です。

就 学 相 談 の 詳 細

目黒区公式ウェブサイト
にて、ご確認ください。



5 月中旬～ 就学相談申し込み

来庁予約(就学相談係): 電話 03-5722-9305

Logo フォームからも予約をすることができます。(9 月末まで)



就
学
時
健
康
診
断
(
10
月
～
11
月
)
(
新
小
1
)

※ 肢体不自由特別支援学級(わかたけ学級)と自閉症・情緒障害特別支援学級(五本木小 4 組及び目黒中央中いの木学級)は、申し込み締め切りがあります。

7 月～ 就学支援委員会への参加及び結果通知

特 別 支 援 学 級 や 特 別 支 援 学 校 の 体 験

総 合 的 な 判 断 に よ り、 就 学 先 の 決 定

区立学校への就学

12 月頃～ 就学通知書送付

(目黒区教育委員会事務局学校運営課から発送)

都立特別支援学校への就学
東京都教育委員会に相談を引継ぎ後、
東京都が就学相談を実施
就学通知書送付
(東京都教育委員会から発送)

新 1 年 生 保 護 者 会
(令和8年2月頃)

入 学 説 明 会
(令和8年2月頃)

令 和 8 年 度 入 学 式

区立小学校 4 月6日(月) 区立中学校 4 月7日(火)

都立特別支援学校 4 月 (日にちは学校や学部により異なる)

Ⅱ 就学相談について

1 各学級の種別や学習・指導、支援の内容など

<通常の学級>

1学級の定員数は、小学校の35人、中学校は40人です。(順次1学級35人以下になる予定です。)通常の学級では、学習面及び生活面での支援を必要とするお子さんのために特別支援教育支援員を配置し、お子さんや学級全体へ言葉かけや促し等の支援を行っています。入学後、学校での様子を観察し配置の時間(週に2時間程度)等を決めていきます。

<小・中学校 特別支援教室 (在籍校内通級)>

全般的な知的発達に遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加でき、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、情緒障害により、一部特別な支援を必要とするお子さんを対象としています。各小・中学校に設置している特別支援教室において、特別支援教室拠点校の教員が、お子さんの状態に応じた巡回指導を行っています。週8時間を上限として決められた曜日や時間に、個別や小集団での指導を行います。

<小学校 難聴・言語障害通級指導学級 (東根小学校への通級)>

東根小学校の「きこえとことばの教室」では、全般的な知的発達に遅れのないお子さんで、通常の学級での学習におおむね参加でき、きこえ(聴力)の障害及びことば(言語)の遅れ、発音に課題のあるお子さんについて、一人ひとりの状態に応じた訓練や指導を行っています。

<特別支援学級(固定学級)>

障害の種別(目黒区は知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害の学級を設置)ごとに分かれた少人数学級で、一人ひとりのお子さんの状況に合わせ、個別指導計画に基づいた指導を行っています。知的障害特別支援学級は小学校に4学級、中学校に2学級設置しており、通学区域を定めています。肢体不自由特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級は区内小学校・中学校各1学級ずつ設置しています。

<特別支援学校(東京都立)(私立、国立については12ページ参照)>

特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等の障害種別や状況に合わせた施設設備や教材教具などが整備されており、専門的な指導を行っている学校です。

十分な指導体制のもと、お子さん一人ひとりの状況にあわせた個別指導計画を作成し、きめ細かい指導を行っています。小学部・中学部・高等部等があり、一貫した教育を行っています。小学部・中学部は1学級6名(重度・重複学級は3名)、高等部は1学級8名(重度・重複学級は3名)の定員です。知的障害児、肢体不自由児対象の特別支援学校は、スクールバスを利用して通学することができます。(視覚障害児対象の特別支援学校は、スクールバスや寄宿舎を利用ができる場合があります。)視覚障害・聴覚障害対象の特別支援学校では、平成20年度から通級による指導も行っています。

2 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導（※）
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
多動性・注意欠陥障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
法等根拠	学校教育法施行令 22 条の 3	「756 号通知」及び「1178 号通知」	

※自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者については特別支援教室での指導の対象

●目黒区内に設置がない学級等があります。詳しくは9ページ以降をご確認ください。

3 就学相談の流れ

【相談受付】 5月中旬～8月
(9月以降も受付可)

申し込み締め切りがある学級

8月29日(金) 締め切り

・小・中学校 肢体不自由特別支援学級(わかたけ学級)

9月25日(木) 締め切り

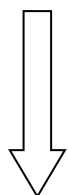
・小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級(五本木小学校4組)

9月30日(火) 締め切り

・中学校自閉症・情緒障害特別支援学級(中央中しいの木学級)
※事前にご連絡ください。



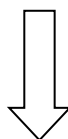
【書類提出】



【事前の行動観察】



【就学支援委員会】
7ページの日程参照



■就学相談の申込み(要来庁予約)

就学相談の受付の際には、保護者の方にお子さんの状況について具体的に伺います。

電話、又は Logo フォームにて来庁予約後に「就学相談票」など書類をお送りしますので、記入して相談受付時にご持参ください。



■通常の学級・特別支援学級・特別支援学校などの見学等について

通常の学級・特別支援学級・特別支援学校などの見学については、学校公開の機会をご利用ください。

小学校の特別支援学級(知的障害学級、自閉症・情緒障害学級)につきましては、年度当初(6月頃)に見学会を実施する予定です。見学は事前予約制ですので就学相談係へお問い合わせください。

■就学相談に必要な書類の提出

- ・発達検査結果(教育支援課で受検することもできます。)
- ・医師診察記録(肢体不自由特別支援学級希望の方、自閉症・情緒障害特別支援学級希望の方のみ、冊子挿入の様式をご提出ください。)
- ・身体障害者手帳や愛の手帳の写し(お持ちの方のみ)

■幼稚園、こども園、保育園、療育施設等からの資料の取り寄せについて

保護者から事前に同意をいただいた上で、就学相談の参考資料とするために、お子さんが通っている幼稚園・こども園・保育園・療育施設等から資料を取り寄せます。

■就学支援委員会委員による行動観察

幼稚園、保育園、療育施設、学校等で、お子さんの行動観察等を実施する場合があります。

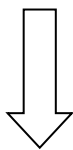
■就学支援委員会の実施

(医師診察・保護者面接・お子さんの行動観察等)

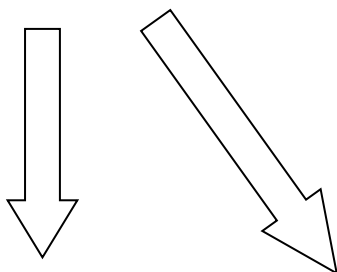
7ページの日程のうち1回、保護者、お子さんとの面接等を行います。内容は、就学支援委員会委員(精神科医・小児科医、教育者、心理職等)による面接、お子さんの行動観察です。

就学支援委員会では、面接や行動観察及び資料から、教育的ニーズに適した学級・学校について検討します。

【就学相談の結果の連絡】
就学支援委員会参加の
約 2 週間後に送付



【就学先の決定】



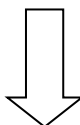
■区立学校への就学
(目黒区教育委員会)

- ・通常の学級
- ・通常の学級と特別支援教室
- ・通常の学級と通級指導学級
- ・特別支援学級(固定)

【就学通知書発送】 12月下旬～



【入学説明会】 2月



【入 学】 4月

■教育委員会の意見について

教育委員会は、就学支援委員会の結果を踏まえ、お子さん・保護者のご意向及び専門家の意見、その他の事情を総合的に勘案して、一人ひとりに合った就学先について意見をお伝えします。必要に応じて、面談も実施いたします。

■特別支援学級や特別支援学校の体験について

希望により体験ができます。就学相談係にお申し込みください。
自閉症・情緒障害特別支援学級については、就学相談申込者を対象に、就学支援委員会の前に体験授業を実施する予定です。
必ずご参加ください。

小学校:令和7年10月21日(火) 午後を予定

中学校:令和7年11月 6日(木) 午後を予定

■就学先の決定

保護者が、通常の学級又は教育委員会の意見に基づく学びの場から就学先を選択します。就学先については可能な限り、お子さんや保護者のご意向ご希望を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について、合理的配慮の提供も含めて、合意形成を行うことを原則とし、教育委員会が決定します。

■特別支援学校への就学

(東京都教育委員会)

- ・都立特別支援学校(知的、肢体不自由、視覚、聴覚など)

※都立特別支援学校希望の方は、東京都教育委員会へ相談を引き継ぎます。

■就学通知書の発送

目黒区教育委員会事務局学校運営課学事係から、保護者に通知書を発送します。都立学校の場合は、東京都教育委員会から発送されます。

■就学支援シートの活用

「就学支援シート」は、小学校入学に当たり、何らかの配慮や支援が必要なお子さんの学校生活が、豊かで楽しいものとなるように、保護者と幼稚園・こども園・保育園及び療育機関等が共に作成するものです。小学校就学前に学校に引き継ぎたいことを伝えておき、お子さんが円滑に学校生活に入れるよう支援するものです。

就学するお子さんの誰もが活用することができます。3月上旬頃に入学予定の小学校にご提出ください。

4 就学支援委員会開催予定一覧

令和8年4月入学予定の方を対象とした就学支援委員会の開催日です。教育委員会が指定したいずれかの日に、お子さんと保護者の方の面接や行動観察を実施いたします。

難聴・言語障害通級指導学級をご希望の場合は、必要に応じて下記の委員会にご出席頂いた後、難聴・言語障害通級指導学級入級支援委員会にご出席頂く場合がございます。

- ・申込締切日が設定してある学級があります。提出書類については事前にご相談ください。

肢体不自由特別支援学級	わかたけ学級(小・中)	8月29日(金)
自閉症・情緒障害特別支援学級	五本木小 4組	9月25日(木)
	目黒中央中 しいの木学級	9月30日(火)

(1) 小学校

回数等	月 日	曜日	備考
第1回	7月 3日	木	
第2回	7月10日	木	
第3回	7月31日	木	
第4回	8月28日	木	
第5回	9月18日	木	
第6回	9月25日	木	
第7回	10月 2日	木	
第8回	10月 9日	木	肢体不自由特別支援学級 希望者
第9回	10月23日	火	
第10回	10月28日	木	自閉症・情緒障害特別支援学級 希望者 ※体験授業：令和7年10月21日(火)
第11回	11月20日	木	
第12回	12月11日	木	
第13回	12月18日	木	
第14回	令和8年1月15日	木	
第15回	令和8年1月29日	木	
第16回	令和8年2月19日	木	(予備)

(2) 中学校

回数等	月 日	曜日	備考
第1回	7月17日	木	
第2回	9月 4日	木	
第3回	10月 9日	木	肢体不自由特別支援学級 希望者
第4回	11月11日	火	自閉症・情緒障害特別支援学級 希望者 ※体験授業：令和7年11月6日(木)
第5回	11月27日	木	
第6回	令和8年1月22日	木	(予備)

◆ 難聴・言語通級指導学級入級支援委員会日程

新1年生は下記2回の入級支援委員会を予定しています。在校生には別日の設定もあります。

回数	月 日	曜日	備考
1	令和7年12月 4日	木	東根小 きこえとことばの教室
2	令和8年 2月12日	木	東根小 きこえとことばの教室

◆ 目黒区における自閉症・情緒障害特別支援学級について

目黒区では、自閉症・情緒障害特別支援学級を小学校は五本木小学校（4組）、中学校は目黒中央中学校（しいの木学級）に設置しています。

多人数で生活することを苦手とする児童・生徒が、安心して学習できる少人数での学校生活を通して、以下2点のコミュニケーションに関する困難の改善を図ります。

- ① あいさつ等、他の人から働きかけがあったときの適切な対応方法を身につける
- ② 人に対する緊張や不安を緩和し、他の人に働きかける方法を身につける

目標：コミュニケーションに関する困難の改善を図ることで、進級や進学を機に通常の学級に学びの場を移していくことを目標としています。

対象：申し込みの時点で、目黒区にお住まいの方

知的障害のない児童・生徒で次のいずれかに該当する方

- ア 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
- イ 自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

学級編成：学級編成（1クラスの人数）は、他の特別支援学級と同じく、小・中学校のいずれも、1学級8名です。

※ 本学級が対象とする情緒障害者としての様態は「選択性かん黙」に限ります。
他傷行為等がある児童・生徒は、自閉症等であっても対象としておりません。

※ 教科等の内容は通常の学級と同じです。

※ 通常の学級では学ばない「自立活動」の時間が、小・中学校共にあり、通常の学級より学ぶ内容が多くなっています。このため、教科学習の進度が通常の学級と異なる場合があります。



5 区立小・中学校の特別支援学級等

〈区内の設置状況〉

種別		学校名	学級名等	所在地	電 話
小 学 校	知的障害 (固定)	八雲小学校	3くみ	八 雲 2-5-1	3718-6306
		菅刈小学校	あすなろ学級	青葉台 3-3-26	3461-2569
		碑小学校	4くみ	碑文谷 1-18-2	3714-1594
		鷹番小学校	つくし学級	中央町 1-20-26	3714-2594
	肢体不自由 (固定)	油面小学校	わかたけ学級	中 町 1-5-4	3719-1694
	自閉症・ 情緒障害 (固定)	五本木小学校	4組	五本木 2-24-3	3711-8494
	特別支援教室 拠点校	中目黒小学校	すずかけ	中目黒 3-13-32	3711-7628
		五本木小学校	ゆりのき	五本木 2-24-3	3711-8494
		原町小学校	かしわのき	原 町 2-18-12	3714-2794
		不動小学校	ゆずりは	下目黒 6-11-35	3714-3594
		中根小学校	さくら	緑ヶ丘 1-1-1	3718-4506
		宮前小学校	はなみずき	八 雲 3-13-21	3718-5506
		東山小学校	いちよう	東 山 2-24-25	3719-2694
	難聴・言語 障害(通級)	東根小学校	きこえと ことばの教室	東が丘 1-20-1	3424-4511
中 学 校	知的障害 (固定)	大鳥中学校	6組	下目黒 3-23-18	3714-3694
		目黒西中学校 (※)	1(アイ)組	碑文谷 4-19-25 (元 第八中学校)	3714-4594
	肢体不自由 (固定)	大鳥中学校	7組(わかたけ)	中 町 1-5-4	3714-3694
	自閉症・ 情緒障害 (固定)	目黒中央中学校	しいの木学級	中 町 2-37-38	3711-8394
	特別支援教室 拠点校	目黒南中学校 (※)	スマイル	碑文谷 1-1-33	3714-3794

※令和7年4月に目黒南中学校と目黒西中学校が開校しました。

新校舎への移転は、15ページをご参照ください。

6 区立小・中学校の特別支援学級の通学区域等（令和7年4月現在）

〈小学校 知的障害特別支援学級（固定学級）〉

学級名	通 学 区 域
八雲小学校 3くみ	南3丁目、平町、大岡山、中根、緑が丘、自由が丘、柿の木坂、八雲、東が丘
菅刈小学校 あすなろ学級	駒場、青葉台、東山、大橋、三田、上目黒1～3丁目・5丁目、中目黒1～4丁目・5丁目1～7・22・23番、目黒1～3丁目、下目黒1～3丁目
碑小学校 4くみ	目黒本町、原町、洗足、南1・2丁目、下目黒4～6丁目、碑文谷1～4丁目
鷹番小学校 つくし学級	上目黒4丁目、中目黒5丁目8～21・24～28番、五本木、祐天寺、目黒4丁目、中町、中央町、鷹番、碑文谷5～6丁目

〈小学校 肢体不自由特別支援学級（固定学級）〉

学級名	通 学 区 域
油面小学校 わかたけ学級	区内全域

〈小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）〉

学級名	通 学 区 域
五本木小学校 4組	区内全域

〈小学校 特別支援教室拠点校及び巡回指導を行う学校〉

拠点校名	巡回指導を行う学校
中目黒小学校	下目黒小学校、中目黒小学校、田道小学校
五本木小学校	烏森小学校、五本木小学校、鷹番小学校、上目黒小学校
原町小学校	碑小学校、向原小学校、原町小学校
不動小学校	油面小学校、月光原小学校、不動小学校
中根小学校	大岡山小学校、緑ヶ丘小学校、中根小学校
宮前小学校	八雲小学校、東根小学校、宮前小学校
東山小学校	菅刈小学校、駒場小学校、東山小学校

〈小学校 難聴・言語障害通級指導学級〉

学級名	在籍する学校名
東根小学校 きこえとことばの教室	区内の全ての小学校

〈中学校 知的障害特別支援学級〉

学級名	通 学 区 域
大鳥中学校6組	駒場、青葉台、東山、大橋、三田、目黒、上目黒、中目黒、下目黒、祐天寺、中町1丁目・2丁目1～44番、五本木1丁目、目黒本町1丁目
目黒西中学校 I(アイ)組	上記以外の地域

〈中学校 肢体不自由特別支援学級〉

学級名	通 学 区 域
大鳥中学校 7組（わかたけ）	区内全域

〈中学校 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）〉

学級名	通 学 区 域
目黒中央中学校 しいの木学級	区内全域

〈中学校 特別支援教室拠点校及び巡回指導を行う学校〉

拠点校	巡回指導を行う学校
目黒南中学校	区内の全ての中学校

7 区外の通級指導学級

弱視通級指導学級は、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度で、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするお子さんを対象としています。目黒区は弱視通級指導学級と中学校の難聴・言語障害通級指導学級を設置していません。そのため下表の大田区及び世田谷区が設置している通級指導学級への通級をお願いします。

学級種別	小学校又は中学校	学 校 名
弱視通級指導学級	小学校	大田区立東調布第三小学校 わかたけ学級
		世田谷区立笹原小学校 目の教室
難聴通級指導学級	中学校	世田谷区立駒沢中学校 聞こえの学級

8 東京都立特別支援学校の種別、通学区域等

種別	学校名	設置学部	所在地	電 話
視覚障害	文京盲学校	高	文京区後楽 1-7-6	3811-5714
	久我山青光学園	幼・小・中	世田谷区北烏山 4-37-1	3300-6235
聴覚障害	大塚ろう学校	幼・小	豊島区巣鴨 4-20-8	3918-3347
	// 城南分教室	幼	大田区東六郷 2-18-19	5710-3043
	// 永福分教室	幼・小	杉並区永福 1-7-28	3323-8376
	中央ろう学校	中・高	杉並区下高井戸 2-22-10	5301-3034
肢体不自由 病弱	光明学園	小・中・高	世田谷区松原 6-38-27	3323-8421
知的障害	* 青鳥特別支援学校	高（職能科）	世田谷区池尻 1-1-4	3424-2525
	港特別支援学校	高	港区港南 3-9-45	3471-9191
	永福学園	高	杉並区永福 1-7-28	3323-1380
	田園調布特別支援学校	高	大田区田園調布 5-43-6	3721-6861
	品川特別支援学校	小・中	品川区南品川 6-15-20	5460-1160
	青山特別支援学校	小・中	港区南青山 2-33-77	3475-3922

* 青鳥特別支援学校 普通科の通学区域に、目黒区は含まれておりません。

◆都立特別支援学校の通学区域（令和7年4月現在）

知的障害特別支援学校の小・中・高（普通科）は、学区域が設定されています。

以下は、目黒区が学区となっている学校のみを記載しています。

学校名（小・中学部）	町 名 等	学校名（高等部）
品川特別支援学校	東が丘、柿の木坂、八雲、中根、平町、南3丁目、 緑が丘、自由が丘、大岡山	田園調布特別支援学校
	上記以外	港特別支援学校
青山特別支援学校	駒場、大橋、青葉台、上目黒、五本木、中央町、中町、 中目黒、東山、三田、目黒、祐天寺、鷹番2・3丁目	港特別支援学校

◆地域交流事業（副籍制度）

副籍制度とは、「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」のことです。

原則として都立特別支援学校の小・中学部に在籍する全ての児童・生徒が、居住地の小・中学校に地域指定校として副籍をもつことになっています。

9 国立・私立特別支援学校

国立や私立の特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由）があります。

国立・私立学校への入学に関しては、直接当該の学校にご相談ください。

種別	学校名	設置学部	所在地	電 話
視覚	筑波大学附属視覚特別支援学校	幼・小・中・高・専	文京区目白台 3-27-6	3943-5421
聴覚	筑波大学附属聴覚特別支援学校	幼・小・中・高・専	市川市国府台 2-2-1	047-371-4135
知的	筑波大学附属大塚特別支援学校	幼・小・中・高	文京区春日 1-5-5	3813-5569
	東京学芸大学附属特別支援学校	幼・小・中・高	東久留米市氷川台 1-6-1	042-471-5274
肢体	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	小・中・高	板橋区小茂根 2-1-12	3958-0181
自閉知的	筑波大学附属久里浜特別支援学校	幼・小	横須賀市野比 5-1-2	046-848-3441
聴覚	（私）日本聾話学校	幼・小・中	町田市野津田町並木 1942	042-735-2361
	（私）明晴学園	幼・小・中	品川区八潮 5-2-1	6380-6775
知的	（私）愛育学園	幼・小	港区南麻布 5-6-8	3473-8319
	（私）旭出学園	幼・小・中・高・専	練馬区東大泉 7-12-16	3922-4134

Ⅲ 転学相談について

障害や発達に遅れのあるお子さんが、より適切な教育を受けるため、「学びの場を変更」することができます。そのための相談が「転学相談」です。

区立小・中学校の通常の学級や特別支援学級に在籍している方、特別支援学校に在籍している方、いずれの学校・学級に在籍している方も対象となります。

通常の学級 ⇔ 特別支援学級 ⇔ 特別支援学校

※ 学びの場の変更をお考えの方は、就学相談係にご連絡ください。

■転学相談の流れ：就学相談に準じた方法で行っています。（５ページ「就学相談の流れ」参照）

- ・お子さんの状況により、指定する就学支援委員会（７ページを参照）にご参加いただく場合がありますので、ご承知おきください。
- ・他区市町村の特別支援学級に在籍していた児童・生徒が目黒区に転入する場合も、転学相談が必要となります。

■申し込み期限：随時、受け付けます。

※ 肢体不自由特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の転学は、就学相談の申し込み期限がありますのでご注意ください。

※ 自閉症・情緒障害特別支援学級への転学を考えている方は、夏休み前までにご相談ください。

※ 転学相談の受付をしてから、転学が許可されるまで時間を要することがあります。
早めに就学相談係までご連絡をお願いいたします。

４月から特別支援学級への転学を考えている方 → １２月中を目途

４月から特別支援学校への転学を考えている方 → １０月中を目途

Ⅳ 特別支援教室の入室・通級指導学級の入級について

特別支援教室、又はきこえとことばの教室（通級指導学級）での指導を希望される場合は、以下のとおりお申し込みください。

■新小学校１年生で入学当初から入室希望の方

- ・就学相談にお申し込みいただき、就学支援委員会に参加していただきます。

■区立の小・中学校に在学している児童・生徒で入室希望の方

- ・在籍している学校の学級担任にご相談の上、在籍校を通じてお申し込みください。
- ・特別支援教室の入室判定は、小学校は年８回、中学校は年５回、きこえとことばの教室への入級判定は年４回行っています。

V めぐろ学校サポートセンター 教育相談について

不登校や人間関係、学業、行動や性格、親子関係や子育て、知能や発達などの教育上の諸問題について、教育相談員（心理の専門職）が相談に応じます。

■対 象：目黒区在住・在園・在学の幼児・小学生・中学生・高校生（18歳まで）のお子さん本人とその保護者

■来室相談：直接面談により行います。電話にてお問い合わせください。（予約制）

電 話 3712-4601 ファクシミリ 3715-2846

月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く。） 午前9時から午後5時まで

■電話相談：電話での相談を行います。匿名で相談ができます。

電 話 3710-6770 ファクシミリ 3715-2846

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。） 午前9時から午後5時まで

※ 発達検査のみの依頼は、お受けしていません。

教育相談員が面談等をする中で、必要と判断した場合に発達検査を実施しています。

VI 小学校就学前ガイダンス事業について

1 目的 幼稚園・こども園、保育園などと連携した、早期からの相談・支援により、就学先に関する情報提供や就学後の適切な支援につないでいきます。

2 事業内容

（1）5月下旬から翌年2月までの期間で、医師、教育心理、心理の専門家が、相談を希望する園を訪問し、保護者や教職員からの相談をお受けします。

（2）区の就学相談についてのリーフレット配布により、就学情報を提供します。

3 お申込み 在籍している園にてご相談ください。

4 担当 目黒区教育委員会事務局 教育支援課 特別支援教育係
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎5階
電 話 5722-9322（直通）
ファクシミリ 3715-6951

VII 学校公開（学校見学）・学校説明会について

・日時等は、各校のホームページにてご確認ください。在校生以外の方の見学は事前に、学校に連絡をお願いします。

・発熱や咳が出るなど体調不良の方は来校をお控えください。

・自転車等でのご来校はお控えください。

・持ち物・・・室内履き（スリッパ等）、靴袋、筆記用具

※ 感染症等の状況により日時や内容が変更となる場合があります。また、在校生の保護者のみに公開される（一般公開なし）こともあります。

※ 事前に各学校ホームページ又は学校に直接お問い合わせいただき、変更がないかをお確かめの上、ご参加ください。

(参考) 校舎改築・新校舎整備計画

※今後の状況により変更する場合があります。

<<建て替えスケジュール>>

名称	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
向原小学校	設計		解体・新築工事					
						▲新校舎使用開始		
目黒南中学校 (旧第七・旧第九中学校)		設計		解体・新築工事				
						▲新校舎使用開始		
目黒西中学校 (旧第八・旧第十一中学校)		設計		解体・新築工事				
							▲新校舎使用開始	
鷹番小学校			設計		解体・新築工事			
								新校舎使用開始▲
下目黒小学校						設計		解体・新築工事

▲現在

<<下目黒小学校>>

現めぐろ学校サポートセンターを活用した仮校舎に移転します

下目黒小学校既存校舎期間			めぐろ学校サポートセンター仮校舎期間			下目黒小学校新校舎期間		
引越し			引越し					
年度	R7年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
年齢・学年	0歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年
	1歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年
	2歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年
	3歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	4歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1
	5歳	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2
	6歳	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
	1年	4年	5年	6年	中1	中2	中3	
	2年	5年	6年	中1	中2	中3		
	3年	6年	中1	中2	中3			
	4年	中1	中2	中3				

※表の年齢は当該年度末時点での年齢を示しています。

：めぐろ学校サポートセンター（仮校舎）で過ごす学年

<<目黒南中学校・目黒西中学校>>

令和7年4月に目黒南中学校と目黒西中学校が開校しました

目黒南中学校：	旧第七中学校跡地校舎期間	引越し	新校舎期間
目黒西中学校：	旧第八中学校跡地校舎期間	引越し	新校舎期間

年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
年齢・学年	2年	3年	4年	5年	6年	中1
	3年	4年	5年	6年	中1	中2
	4年	5年	6年	中1	中2	中3
	5年	6年	中1	中2	中3	
	6年	中1	中2	中3		
	中1	中2	中3			

(肢体不自由特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級就学相談申込用)

医師診察記録

フリガナ 児童・生徒氏名		作成年月日	令和 年 月 日
診断名等			
知的障害の有無（有　無）			
所見（学校生活を送る上での医療的な観点からの配慮事項を記入して下さい）			
病状や治療			
教育・指導をする上での配慮点 （医学的観点について記述してください）			
学校生活での注意点・配慮点について	運動・姿勢について 心臓の管理区分（ ） 食事・栄養について 宿泊行事 食物アレルギー なし ・ あり （ ） 薬物アレルギー なし ・ あり （ ）		

医療的ケアについて		必要な医療的ケア		
		その他の必要なケア（姿勢保持装具・姿勢誘導等）		
服薬について				
その他				
主治医			病院名	
診 察 者（記 入 者）※	氏 名	※	診察科目	

※主治医の方が作成した場合は、「同上」とご記入して下さい。

提出期限

肢体不自由特別支援学級（油面小・大鳥中わかたけ学級） 令和7年8月29日（金）

自閉症・情緒障害特別支援学級（五本木小4組） 令和7年9月25日（木）

自閉症・情緒障害特別支援学級（目黒区中央中しいの木学級） 令和7年9月30日（火）

〈就学相談受付・問合せ先〉

目黒区教育委員会事務局 教育支援課 就学相談係

(目黒区総合庁舎 5階)

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

電 話 5722-9305 (直通)

ファクシミリ 3715-6951